

健 第 1 9 号  
平成29年4月3日

(公社) 岡山県医師会長 }  
(一社) 岡山県病院協会会長 } 殿

岡山県保健福祉部長

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について  
(施行通知)

このことについて、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、各保健所・保健所支所から周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても、会員への周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

また、本通知は、岡山県保健福祉部健康推進課のホームページにてご覧になれます。

記

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/36/>

保健福祉部健康推進課感染症対策班  
芦田

Tel. 086-226-7331  
Fax. 086-225-7283

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について ( 施行通知 )

予防接種法施行令の一部を改正する政令 ( 平成 29 年政令第 92 号 ) 及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 ( 平成 29 年政令第 93 号 ) については、平成 29 年 3 月 31 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、貴管内市区町村に対する周知方願います。

記

1 予防接種法施行令 ( 昭和 23 年政令第 197 号 ) 第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 21 条、第 24 条及び第 26 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

( 1 ) A 類疾病に係る定期の予防接種及び臨時の予防接種 ( 予防接種法 ( 昭和 23 年法律第 68 号 ) 第 6 条第 3 項に規定する臨時の予防接種 ( 以下「第三項臨時予防接種」という。 ) を除く。 )

	改正前の額	改正後の額
ア 障害児養育年金		
1 級	1,550,400 円	1,549,200 円
2 級	1,242,000 円	1,239,600 円
イ 障害年金		
1 級	4,962,000 円	4,954,800 円
2 級	3,969,600 円	3,966,000 円
3 級	2,976,000 円	2,974,800 円

ウ 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算

1級	839,500円	841,000円
2級	559,700円	560,600円

(2) B類疾病に係る定期の予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア 障害年金		
1級	2,756,400円	2,752,800円
2級	2,205,600円	2,203,200円
イ 遺族年金	2,410,800円	2,408,400円
ウ 遺族一時金	7,232,400円	7,225,200円

(3) 第三項臨時予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア 障害児養育年金		
1級	1,206,000円	1,204,800円
2級	966,000円	964,800円
イ 障害年金		
1級	3,859,200円	3,854,400円
2級	3,087,600円	3,084,000円
3級	2,314,800円	2,313,600円
ウ 死亡一時金		
生計維持者である場合	33,800,000円	33,700,000円

2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令(平成21年政令第277号)第4条、第5条、第8条及び第10条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

	改正前の額	改正後の額
ア 障害児養育年金		
1級	1,206,000円	1,204,800円
2級	966,000円	964,800円
イ 障害年金		
1級	3,859,200円	3,854,400円
2級	3,087,600円	3,084,000円

ウ	障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
	1級	839,500円	841,000円
	2級	559,700円	560,600円
エ	遺族年金		
	生計維持者である場合	3,380,000円	3,370,000円
オ	遺族一時金		
	生計維持者である場合	33,800,000円	33,700,000円

3 本改正による給付の額の変更は、平成29年4月1日から施行されるものであること。

4 平成29年3月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月31日以前の死亡に係る死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例によること。

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第九十二号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号イ中「百二十万六千円」を「百二十万四千八百円」に改め、同号ロ中「九十六万六千円」を「九十六万四千八百円」に改め、同項第二号イ中「百五十五万四千円」を「百五十四万九千二百円」に改め、同号ロ中「百二十四万二千円」を「百二十三万九千六百円」に改め、同条第四項中「八十三万九千五百円」を「八十四万四千円」に、「五十五万九千七百円」を「五十六万六千円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百八十五万九千二百円」を「三百八十五万四千四百円」に改め、同号ロ中「三百八万七千六百円」を「三百八万四千円」に改め、同号ハ中「二百三十一万四千八百円」を「二百三十一万三千六百円」に改め、同項第二号イ中「四百九十六万二千円」を「四百九十五万四千八百円」に改め、同号ロ中「三百九十六万九千六百円」を「三百九十六万六千円」に改め、同号ハ中「二百九十七万六千円」を「二百九十七万四千八百円」に改め、同条第四項中「八十三万九千五百円」を「八十四万四千円」に、「五十五万九千七百円」を「五十六万六千円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千三百八十万円」を「三千三百七十万円」に改める。  
第二十一条第二項第一号中「二百七十五万六千四百円」を「二百七十五万二千八百円」に改め、同項第二号中「二百二十万五千六百円」を「二百二十万三千二百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百四十一万八千八百円」を「二百四十万八千四百円」に改める。  
第二十六条第三項第一号中「七百二十三万二千四百円」を「七百二十二万五千二百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十九年三月以前の月分の予防接種法による障害児養育年金及び障害年金の額（介護加算額を含む）並びに遺族年金の額並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久  
内閣総理大臣 安倍 晋三

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第九十三号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五條の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号中「百二十万六千円」を「百二十万四千八百円」に改め、同項第二号中「九十六万六千円」を「九十六万四千八百円」に改め、同條第四項中「八十三万九千五百円」を「八十四万九千円」に、「五十五万九千七百円」を「五十六万六千円」に改める。

第五條第二項第一号中「三百八十五万九千二百円」を「三百八十五万四千四百円」に改め、同項第二号中「三百八万七千六百円」を「三百八万四千円」に改め、同條第四項中「八十三万九千五百円」を「八十四万九千円」に、「五十五万九千七百円」を「五十六万六千円」に改める。

第八條第五項第一号中「三百三十八万円」を「三百三十七万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十九年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による障害児養育年金及び障害年金の額（介護加算額を含む）並びに遺族年金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久  
内閣総理大臣 安倍 晋三